

第6回 定期 総会 議事録	
1、日 時	令和5年6月5日(月)
2、場 所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本委員、2番坪根委員、3番高倉委員、5番奥委員、8番中原委員、10番田上委員、11番松田委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番梶原委員、15番村上委員、最適化推進委員 15名(廣津、前田、長谷川、濱田、村本、浦野、岡崎、尾家、加藤、北山、高橋、鷹崎、北村、臺)
4、欠席委員	4番白木原委員、6番田畑委員、7番多村委員、9番石川委員、最適化推進委員(宮瀬推進委員、黒土推進委員、武信推進委員、岩淵推進委員、江島推進委員、苅北推進委員、新谷推進委員)
5、事務局	用松局長、片桐次長、井上、児玉、星野
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	3番高倉委員、15番村上委員
用松局長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中11名の出席であります。農業委員会に関する法律第20条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。
議 長 (中原会長)	それでは、只今より令和5年第6回定期総会を開催致します。議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、議事録署名委員を3番高倉委員、15番村上委員にお願いします。よろしく申し上げます。

議案審議		
議第1号		農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について
議	長	議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、坪根委員から1番の報告をお願いします。
2番(坪根)		1番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後の目的は5条申請とのことでございます。
議	長	ただいま、1番について、調査の報告が坪根委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、1番について当委員会は承認と致します。それでは、2番について奥委員調査の報告をお願いします。
5番(奥)		2番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後の目的は3条申請をするとのことでございます。ご審議よろしくをお願いします。
議	長	ただいま、2番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、2番について当委員会は承認と致します。それでは、3番について、調査の報告を村本推進委員にお願いします。
村本推進委員		3番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするとのことでございます。ご審議よろしくをお願いします。
議	長	ただいま、3番について、調査の報告が村本推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)

議 長	異議なしと認め、3番について当委員会は承認と致します。 それでは、4番について、調査の報告を尾家推進委員にお願いします。
尾家推進委員	4番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作をするとのことでございます。ご審議 よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、4番について、調査の報告が尾家推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、4番について当委員会は承認と致します。 それでは、5番について、調査の報告を加藤推進委員にお願いします。
加藤推進委員	5番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作をするとのことでございます。ご審議 よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、5番について、調査の報告が加藤推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、5番について当委員会は承認と致します。 それでは、6番について、調査の報告を田上委員にお願いします。
10番(田上)	6番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするとのことでございます。ご審議 よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、6番について、調査の報告が田上委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、6番について当委員会は承認と致します それでは、7番について、調査の報告を、松田委員にお願いします。

1 1 番 (松田)	7 番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするとのことでございます。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、7 番について、調査の報告が松田委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、7 番について当委員会は承認と致します。それでは、8 番について、調査の報告を田上委員に申し上げます。
1 0 番 (田上)	8 番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は3条申請するとのことでございます。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、8 番について、調査の報告が田上委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、8 番について当委員会は承認と致します。それでは、9 番についての調査の報告を玉麻委員に申し上げます。
1 3 番 (玉麻)	9 番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作するとのことでございます。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、9 番について、調査の報告が玉麻委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、9 番について当委員会は承認と致します。
議案審議	

議第2号 議 長	農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について 議第2号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、事務局よりお願いします。
事務局（児玉）	議案説明
議 長	議第2号農地所有適格法人について事務局の報告のとおりですが、質疑はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第2号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、適当とし、承認と致します。
議案審議 第3号 議 長	農用地利用集積計画（案）について 議第3号農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、審議に入る前に中原委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	中原委員 退室。
	議長交代
議長代理 （坪根委員）	それでは、農政課担当より説明をお願いします。
農政課（加来）	（農政課 担当 説明）
議長代理 （坪根委員）	ただいま、農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長代理 （坪根委員）	異議なしと認め、農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認といたします。 続きまして、議第3号農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、

	<p>審議に入る前に加藤推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>加藤推進委員、退室</p>
議長代理 (坪根委員)	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
農政課(加来)	<p>(事務局 担当 説明)</p>
議長代理 (坪根委員)	<p>ただいま、農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
鷹崎推進委員	<p>(売買支援事業について質問)</p> <p>移転を受ける者が農業公社の場合があるのか。その場合、移転を受ける者が決定されていないのか。</p>
事務局(井上)	<p>(売買支援事業についての説明)</p> <p>大分県農業農村振興公社を通じて所有権移転を行うことで税制的な優遇を受けることができます。</p> <p>一度農業公社に所有権移転後、数か月後に譲受人に移転されることになります。また、この場合、所有権移転を受ける者は決定されていることになります。</p>
議長代理 (坪根委員)	<p>他にご意見、ご質問ございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議長代理 (坪根委員)	<p>続きまして、議第3号農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、審議に入る前に加藤推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>加藤推進委員、退室</p>
議長代理 (坪根委員)	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局（井上）	（事務局 担当 説明）
議長代理 （坪根委員）	ただいま農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、事務局より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長代理 （坪根委員）	異議はございませんので農用地利用集積計画（案）の所有権移転については承認といたします。 中原委員、加藤推進委員は入室してください。 中原委員、加藤推進委員着席 議長交代
議案審議 議第4号 議 長	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番の調査の報告を橋本委員にお願いします。
1番（橋本）	（1番の申請地の場所について説明） 1番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買による所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、1番について、橋本委員から調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 2番の審議に入る前に1番橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。 橋本委員、退席
議 長	それでは、2番について、調査の報告を前田推進委員にお願いします。

前田推進委員	(2番の申請地の場所について説明) 2番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間に、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	ただいま、2番について、前田推進委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全会員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室をお願ひします。
	橋本委員、着席
議 長	それでは、3番について、調査の報告を高倉委員にお願ひします。
高倉推進委員	(3番の申請地の場所について説明) 3番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間に、売買により所有権を移転するものです。所有権移転後は自作をするとのこと。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	ただいま、3番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。 それでは、4番から6番について、調査の報告を奥委員にお願ひします。
5番(奥)	(4番の申請地の場所について説明) 4番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間に、売買により所有権を移転するものです。
	(5番の申請地の場所について説明) 5番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間に、贈与により所有権を移転するものです。

		(6番の申請地の場所について説明) 6番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。ご審議よろしく申し上げます。
議	長	ただいま、4番から6番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、4番から6番について当委員会は許可と致します。それでは、7番について、調査の報告を村本推進委員にお願いします。
村本推進委員		(7番の申請地の場所について説明) 7番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、贈与により所有権を移転するものです。ご審議よろしく申し上げます。
議	長	ただいま、7番について、村本推進委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。それでは、8番について、調査の報告を加藤推進委員にお願いします。
加藤推進委員		(8番の申請地の場所について説明) 8番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。
議	長	ただいま、8番について、調査の報告が加藤推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。それでは、9番について、調査の報告を田上委員にお願いします。
10番(田上)		(9番の申請地の場所について説明)

	<p>9番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、9番について、調査の報告が田上委員よりありましたが、異議はございませ</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、9番について当委員会は許可と致します。それでは、10番について、調査の報告を梶原委員にお願いします。</p>
<p>14番(梶原)</p>	<p>(10番の申請地の場所について説明) 10番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、10番について、調査の報告が梶原委員よりありましたが、異議はございませ</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、10番について当委員会は許可と致します。</p>
<p>議案審議 議第5号 議 長</p>	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について 議題5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番の調査の報告を廣津推進委員にお願いします。</p>
<p>廣津推進委員</p>	<p>(1番の申請地の場所について説明) 転用目的は一般住宅用地です。生活排水は下水道に接続します。雨水排水は市道側溝に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われま</p> <p>(2番の申請地の場所について説明) 2番について報告いたします。転用目的は進入路用地です。境界もはっきりしており特に問題はないと思われま</p>

	す。
議 長	ただいま、1番2番について、調査の報告が廣津推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1番2番について当委員会は許可と致します。それでは、3番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。 橋本委員、退席
議 長 2番(坪根)	それでは、3番の報告を坪根委員よろしくお願いします。 (3番の申請地の場所について説明) 3番について報告いたします。転用目的は宅地分譲用地(5区画)です。生活排水は下水道に接続します。雨水排水は西側市道側溝に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただいま、3番について、調査の報告が坪根委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。 橋本委員、着席
議 長	それでは、4番5番について、調査の報告を濱田推進委員にお願いします。
濱田推進委員	(4番の申請地の場所について説明) 4番について報告いたします。転用目的は宅地分譲用地(8区画)です。生活排水は下水道に接続します。雨水排水は 側市道側溝に放流します。

		<p>雨水排水は道路側溝に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。</p> <p>(5番の申請地の場所について説明)</p> <p>5番について報告いたします。</p> <p>転用目的は貸駐車場用地です。生活排水は下水道に接続します。雨水排水は道路側溝に放流します。周囲の同意は得ています。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします</p>
議	長	<p>ただいま、4番5番について、調査の報告が濱田推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		(異議なし)
議	長	<p>異議なしと認め、4番5番について当委員会は許可と致します。</p>
議案審議 議第6号		<p>非農地証明願に関する件について</p>
議	長	<p>議第6号の非農地証明願に関する件について、1番から2番について議案の説明をお願いします。</p>
事務局(星野)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>ただいま、1番から2番について、議案の説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		(異議なし)
議	長	<p>異議なしと認め、非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。</p>
議案審議 議題7号		<p>その他について</p>
議	長	<p>議題7号その他について事務局よりお願ひします。</p>

用松局長	(別紙議案のとおり)
議 長	<p>それでは総括を進めたいと思います。</p> <p>議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議題2号、農地利用集積計画(案)について当委員会は承認といたします。</p> <p>議第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議題4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第5号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第6号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>以上でございます。長い時間、審議ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、第6回定期総会を閉会いたします。</p>